

特別養護老人ホーム中野けんせいえん重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第 3370102000 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 施設の概要.....	2
4. 契約締結からサービス提供までの流れ.....	3
5. サービス提供に関わる事業者の義務.....	3
6. 居室の概要.....	4
7. 職員の配置状況.....	5
8. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	6
9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）.....	9
10. 残置物引取人.....	11
11. 苦情の受付について.....	11
12. 事故発生時の対応.....	12
13. 緊急時の対応について.....	13
14. 社会福祉法人による利用者負担減免制度.....	13
15. 成年後見制度の活用支援.....	13
16. 施設利用の留意事項.....	13
17. 損害賠償について.....	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 岡山中央福祉会
- (2) 法人所在地 岡山市東区吉原 2 3 1
- (3) 電話番号 0 8 6 - 9 4 3 - 0 1 0 2
- (4) 代表者氏名 理事長 井場 哲也
- (5) 設立年月 昭和 5 5 年 1 1 月 4 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 4 月 1 日指定
岡山市 3370102000 号
- (2) 施設の目的 要介護状態にある利用者の心身の健康の保持および生活の安定のため適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 中野けんせいえん
- (4) 施設の所在地 岡山県岡山市東区西大寺中野 677-1
- (5) 電話番号 086-943-1701
- (6) 施設長（管理者）氏名 井上 伸二
- (7) 当施設の運営方針
当事業所は、利用者が要介護状態になった場合にもその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日 （平成 28 年 4 月 3 日 現住所に移転開設）
- (9) 入所定員 110 人

3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 4 階建て
- (2) 建物の延べ床面積 6047.00 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成 1 2 年 4 月 1 日指定 岡山県 3310100684 号 定員 10 名

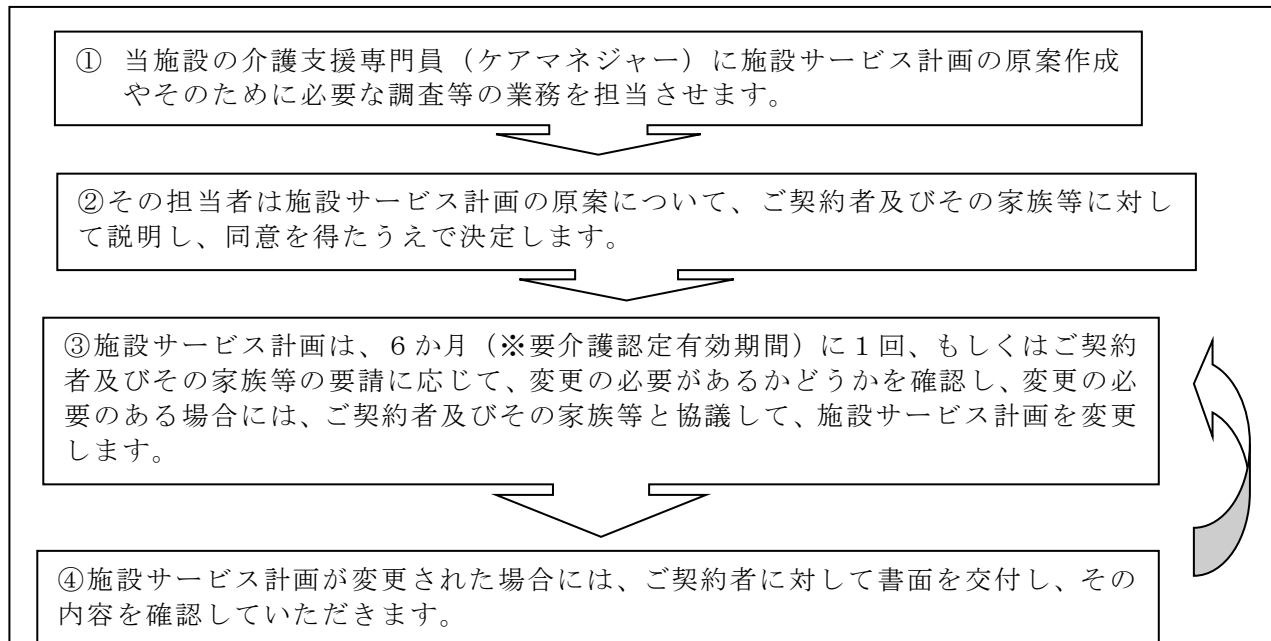
- (4) 施設の周辺環境

岡山市西大寺地区のほぼ中心に位置し、芥子山や西大寺の街中が一望できる環境

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



5. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥ 事業者及び従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
 - ⑦ 事業者は、契約者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - （1）虐待の防止に関する責任者の選定（責任者：施設長 井上 伸二）
 - （2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、遅滞なく、これを市町村に通報するものとします。（虐待防止の措置）

⑧消防法施行規則第3条に規程する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規程する防火管理者を配置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者、火元責任者には事業所管理者を配置します。
- (2) 火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。点検の際には防火管理者が立ち合います。
- (4) 非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- (6) 防火管理者は、従業員にたいして防火教育・消防訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年1回以上
 - ②入居者を含めた総合訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・・・随時

6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	110室	洋室 92室 和室 18室 ベッド・洗面台・トイレ・収納
居間・食堂	11室	テーブル・椅子・キッチン・テレビ
浴室	13室	個人浴槽 11 特殊浴槽 2
医務室	1室	
美容室	1室	鏡・シャンプースタンド
相談室	1室	テーブル・椅子
地域交流ホール	1室	テーブル・椅子・キッチン・モニター

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

居室の持ち込みについて

- ・危険物のお持ち込みはご遠慮下さい。
- ・家具等は居室内に収まる範囲内にして下さい。

居室利用の注意事項（契約書第9条参照）

- ・施設内は全館禁煙となっております。
- ・ご契約者の過失により居室の設備等を破損、汚損、滅失した場合は、修理もしくは相当費用のご負担をお願いすることになります。

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤及び非常勤	指定基準	職務内容
1. 施設長（管理者）	1人（常勤）	1人	事業所の業務を統括し従業者の管理を行う。
2. 介護職員	40人以上（常勤換算）	37人	看護職員と協力して介護及び生活援助。
3. 生活相談員	2人以上（常勤）	2人	入居者の生活相談、面接、身上調査ならびに利用者や家族の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成など。
4. 看護職員	4人以上（常勤換算）	3人	看護及び介護。
5. 機能訓練指導員	1人（看護職員と兼務）	1人	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践及び介護者への指導、レクリエーションの計画、実践。
6. 介護支援専門員	2人以上（常勤）	1人	入居者の状況及びその変化の把握を行い、介護保険の申請、適切な介護サービスの計画、実践の確認等を行う。
7. 医師	1人（非常勤）	必要数	入居者の健康管理を行う。
8. 管理栄養士	1人以上（常勤換算）	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の開催、調理員の指導。
9. 事務職員	2人	必要数	庶務及び会計事務に従事する。

【配置医師】 内科医：武田 明
岡山協立病院（086-272-2121）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 施設長	日勤者 1名 8:30～17:00
2. 医師	毎週火 8:30～10:30
3. 介護職員	日勤者 5～11名 夜勤者 6名 早朝、夜間 5～8名
4. 看護職員	日勤者 1～5名
5. 機能訓練指導員	日勤者 1名 8:30～17:00

6. 生活相談員	日勤者	3名	8:30～17:00
7. 介護支援専門員	日勤者	1名	8:30～17:00
8. 管理栄養士	日勤者	1名	8:30～17:00
9. 事務職員	日勤者	1～2名	8:30～17:00
10. 運転手	日勤者	名	8:30～17:00

☆土、日、祝祭日は上記と異なります。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

①食事	・ユニットにおいてご契約者との社会的関係を築くため、食堂にて食事をとっていただくことを原則に、必要な援助を行います。 ・体調不良時や利用者様ご入居者の希望により個室で食事を取ることもできます。 ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。 ・食事時間 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
②入浴	・一般浴槽の他、入浴に介助を要する方は、特別浴槽で対応します。ご契約者は、週に最低2回ご利用いただきます。また、ご希望に応じて夜間浴を実施します。 ・ご契約者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。 ・発熱等の場合、医師の判断で行わないことがあります。
③排泄	・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
④機能訓練	・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
⑤健康管理	・医師、看護職員が健康管理を行います。
⑥その他自立への支援	・寝たきり防止のため、ご契約者の体調を考慮しながらできる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

*以下のサービスについては、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

①居住費	・ご契約者に対して居室を提供します。その際利用料をいただきます。 ・月額標準自己負担額：2066円
②食費	・当施設では、調理中の「音や香り」等を五感で感じ、刺激に繋がるよう目の前で調理をしています。栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご希望に基づいて嗜好品などの特別な飲食物を提供します。 ・月額標準自己負担額：1445円（食材費・人件費含む） （朝食代）397円 （昼食代）524円 （夕食代）524円 ・食事の提供について、緊急の場合（入院など）を除き、欠食希望がある場合、前日の午前中（12時）までに欠食届けを提出してください。届けのあった場合は食費の請求対象とはなりません、届けがなかった場合請求対象となります。（詳しくは職員へお尋ねください。）
③理美容	・月に3回程度、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。利用料金は実費です。
④貴重品	・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通

の管理費	りです。 ○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金 ○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書 ○保管管理者：施設長 井上 伸二 ○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。 ○利用料 1か月当たり 1500円																	
⑤余暇活動に伴う費用	・ご契約者の希望により参加していただくことができます。季節ごとの行事や外出など、個別ニーズにあわせたものも行っております。なお、費用については材料代等の実費をいただきます。 ＜例＞ i) 外食・買い物・旅行等 ii) カルチャーサロン 習字、生け花、カラオケ、クッキング																	
⑥複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円																	
⑦日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活上必要となる諸費用実費 ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 ・電気器具使用料（テレビ、冷蔵庫、電気毛布等） 1日につき50円 おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。																	
⑧契約書第19条に定める所定の料金	ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり） <table><tr><td>ご契約者の要介護度料金</td><td>要介護度1</td><td>要介護度2</td><td>要介護度3</td><td>要介護度4</td><td>要介護度5</td></tr><tr><td></td><td>7673円</td><td>8383円</td><td>9144円</td><td>9864円</td><td>10563円</td></tr></table> ・ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 契約書第5条による介護保険給付サービスに要した費用の全額。（1日あたり） ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。						ご契約者の要介護度料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5		7673円	8383円	9144円	9864円	10563円
ご契約者の要介護度料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5													
	7673円	8383円	9144円	9864円	10563円													

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事、居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度と施設サービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	7673円	8383円	9144円	9864円	10563円
2. うち、介護保険から給付される金額					
（1割）	6929円	7568円	8253円	8901円	9530円
（2割）	6159円	6727円	7336円	7912円	8471円
（3割）	5390円	5887円	6419円	6923円	7413円

3. サービス利用に係る自己負担額 (1割) (2割) (3割)	774円 1544円 2313円	845円 1686円 2526円	921円 1838円 2755円	993円 1982円 2971円	1063円 2122円 3180円
4. 食事に係る標準自己負担額	1445円				
5. 居住費に係る標準自己負担額	2066円				
6. 自己負担額合計 3 + 4 + 5 (1割) (2割) (3割)	4285円 5055円 5824円	4356円 5197円 6037円	4432円 5349円 6666円	4504円 5493円 6482円	4574円 5633円 6691円

単位：円 *1割負担の場合			
項 目	1 日	項 目	1 日
初期加算（入所から 30 日以内）	31	配置医師緊急時対応加算 （下記時間以外）	330
日常生活継続支援加算	46	配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	660
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	19	配置医師緊急時対応加算（深夜）	1319
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	22	栄養マネジメント強化加算	12
看護体制加算（Ⅰ）	4	退所時栄養情報連携加算（1月つき1回）	71
看護体制加算（Ⅱ）	9	再入所時栄養連携加算（1回のみ）	203
療養食加算（1食につき）	6	看取り加算（死亡日以前31日～45日以下）	73
在宅復帰支援機能加算	11	看取り加算（死亡日以前日～46日以下）	146
在宅・入所相互利用加算	41	看取り加算（死亡日以前31日～47日以下）	690
外泊時在宅サービス利用費用加算	568	看取り加算（死亡日以前31日～48日以下）	1298
安全対策体制加算（入所時1回）	21	新興感染症等施設療養費 （1月1回、5日まで）	244
外泊時加算（1月につき6日のみ）	250		

項 目	1 か月	項 目	1 か月
協力医療機関連携加算	102/月	認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）	153/月
退院時情報提供加算（退院時1回）	254/月	認知症ケアチーム推進加算（Ⅱ）	122/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11/月	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	102/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	51/月		

☆上記金額は概算ですので、乗率などにより多少の差異が出る場合があります。

☆上記施設サービス利用料金には看護体制加算Ⅰ及びⅡ、夜勤職員配置加算Ⅳ、日常生活継続支援加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算が含まれています。

☆本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方はサービス利用料金の負担割合が2割

になります。また、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の方はサービス利用料金の負担割合が3割になります。

☆その他、介護職員処遇改善加算Ⅰ（保険給付の自己負担額に14%を乗じた負担割合分）も必要になります。

☆食費・居住費については世帯非課税の方は申請を行えば補足給付（減免制度）があります。詳しくは生活相談員または各市町村介護保険課へお尋ねください。

☆ご契約者がまだ要介護認定の結果が出ていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

お支払の方法は①現金払い、②指定銀行へのお振り込み、③口座引き落とし

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

香川銀行 岡山支店 普通預金口座 1058226

社会福祉法人 岡山中央福祉会 特別養護老人ホーム 中野けんせいえん

理事長 井場 哲也

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協、郵便局

・月末締め、次月27日（日祝祭日を除く）引き落としとなります。

（4）入居医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	総合病院岡山協立病院 Tel 086-272-2121
所在地	岡山市中区赤坂本町8-10
診療科	内科、外科、皮膚科、精神科、耳鼻科、歯科、眼科

9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。（契約書第13条参照）

- | |
|---|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
| ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |

- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上（遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第 18 条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月に月 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は退院後再び施設に入所することができます。

ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、以下に定める所定の利用料金（居室料）をご負担いただきます。

☆入院時における居室料の負担

介護保険負担限度額の段階を基準とします。

利用者負担 第2段階	880円／1日
利用者負担 第3段階	1,370円／1日
利用者負担 第4段階	2,066円／1日

入院時に居室料（家賃代）として1日を単位としてご負担いただきます。

入院後6日間は外泊時加算を算定するため、7日目以降の請求となります。

なお、施設側の依頼により居室をショートステイ利用の場合にはご負担は不要です。

なお、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、一旦契約を解除させていただきます。

（3）円滑な退居のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のための必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

10. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

11. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

副施設長 杉本 裕美（TEL 086-943-1701）

○苦情解決責任者

施設長 井上 伸二

○苦情解決第三者委員

宝利 陽子（弁護士）（TEL 086-266-8661）

園原 典子（監事）（Tel 086-273-5056）

野崎 康弘（利用者家族）（Tel 090-4893-1133）

○受付時間 随時

また、ご意見箱を各階エレベーターにホール付近に設置しています。

（2）苦情解決の手順

事業者は施設サービスの提供に係る契約者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

事業者は施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村は行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業者は提供した施設サービスに係る契約者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

（3）行政機関その他苦情受付機関

岡山市保健福祉局 高齢者福祉課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1-1 電話番号 086-803-1000
岡山市保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1-1 電話番号 086-803-1240
岡山市保健福祉局 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3-1-18 KSB 会館4階 電話番号 086-212-1014
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 086-226-2822
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階 電話番号 086-226-9400

12. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設内において事故が発生した場合には、以下のように対応いたします。

（1）迅速に事故処理にあたります

（2）事故発生の連絡は、利用者の家族・担当する居宅介護事業所 介護支援専門員、場合によっては岡山市保健福祉局事業者指導課に行います。

（3）損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（4）施設内での事故再発防止策を「リスクマネジメント委員会」「ケースカンファレンス」によって検討し対応します。

13. 緊急時の対応について

事業者は、現にサービスの提供を行っている際に契約者に病状の急変が生じた場合またその他必要な場合は、看護師を中心とした緊急体制をとっており、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講ずるほか、ご家族等へ連絡いたします。

緊急時連絡先 086-943-1701（中野けんせいえん）

※医務室直通番号 086-944-2172

14. 社会福祉法人による利用者負担減免制度

事業者は、市町村から減免の認定を受けた契約者で、利用申請のあった場合、制度を適用するものとします。

15. 成年後見制度の活用支援

事業者は、入居者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

16. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入居にあたり、原則持ち込みは自由です。 *詳しくは職員にご相談ください。

（２）面会

面会は状況により異なります。その都度ご案内させていただきます。

（３）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただき、外泊時加算として自己負担していただきます。

（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	2494円
2. うち、介護保険から給付される金額	2244円
3. 自己負担額（1－2）	250円

17. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 中野けんせいえん

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、岡山市の条例に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
